

現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領

平成30年8月1日制定

令和2年4月15日改正

(目的)

第1条 この要領は、君津富津広域下水道組合が発注する工事に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び兼任を認める措置について、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第2条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

- (1) 工事現場において現場事務所の設置、資機材の搬入及び仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成通知書の提出があった日から引渡しまでの期間
- (5) 請負金額が500万円未満の工事。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

2 当該工事の現場代理人が他の工事の現場代理人（主任技術者を兼務する場合を含む。）を兼務することについて、受注者から申し出があり、次の第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

- (1) 建設業法施行令第27条第2項の規定により、同一の専任の主任技術者が2以上の工事を管理するものであるもの
- (2) 次の条件の全てを満たすもの
 - ア 兼務するそれぞれの工事の請負金額が3,500万円未満、建築一式工事においては7,000万円未満であること。
 - イ 兼務する工事の現場は、君津市内又は富津市内であること。
 - ウ 兼務する工事は、当該工事を含めて2件までであること。ただし、前項第5号に該当するものは件数に含めないものとする。
 - エ 当該2件の工事が君津富津広域下水道組合又は国、地方公共団体等の発注

する公共工事であること。ただし、一方の工事が他の機関の発注する工事である場合、兼務について他の発注者の承認を得ていること。

- 3 当該工事の現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務することについて、受注者から申し出があったときは、前項第2号に該当する場合に現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

(現場代理人兼務等の届出)

第3条 受注者は、当該工事の現場代理人が他の工事の現場代理人を兼任しようとするときは、現場代理人兼任届(別記第1号様式)を提出しなければならない。

- 2 受注者は、当該現場代理人が兼務の解除をするときには、現場代理人兼任解除届(別記第2号様式)を提出しなければならない。

- 3 前条第2項の届け出があり、次のいずれかに該当する場合、現場代理人変更届(別記第3号様式)により届け出ること。

(1) 契約変更により一方の工事の請負金額が3,500万円以上、建築一式工事においては7,000万円以上となった場合

(2) 病気・死亡・退職等特別な場合で、発注者がやむを得ないと認めた場合

- 4 発注者は、前各号の届出を受理したときは、兼任する他の工事の発注課へその旨を通知するものとする。

- 5 現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務するときは、第1項から第4項の規定を準用するものとする。

(現場代理人兼任届等の省略)

第3条の2 同一発注課の工事を兼任する場合は、一の工事における現場代理人兼任届等、又は現場代理人兼任解除届の提出により、他の工事における提出は省略することができるものとする。

(現場代理人の責務)

第4条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても契約上の職務を免じるものではない。

附 則

- 1 この要領は平成30年8月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

- 2 この要領は令和2年4月15日から施行する。